

# 長期履修学生申請書・計画書

沖縄大学 学長 殿

学部 \_\_\_\_\_ 学科 \_\_\_\_\_ 年次 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
学籍番号 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 TEL \_\_\_\_\_

上記の者は、下記の理由により長期履修学生を申請します。

## 1. 理由

\_\_\_\_\_

## 2. 期間

(西暦) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで ( \_\_\_\_\_ 年間)

## 3. 長期履修計画

	計					科目	単位
1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目		
単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位

※合格手続き時に納入した授業料・施設費の返還はせず、経理課にて調整して計算することとする。

(授業料: 720,000 円・施設費: 100,000 円)

※後援会費 (年額 10,000 円)、体協費 (年額 2,000 円)、学会費 (経法商: 年額 3,000 円、国際コミュニケーション・子ども文化: 2,000 円、福祉文化 1,000 円) については、通常 (学部: 4 年間、2 年次編入: 3 年間、3 年次編入: 2 年間) 納付とする。

※一括払いした学生保険料 (学部 4 年間: 3,300 円、2 年次編入: 2,600 円、3 年次編入: 1,750 円) については、通常の修業年数を超えた期間は任意加入となる。

学部長	部長	課長	記録	係
/	/	/	/	/

※裏面も必ずご記入ください。

# 長期履修学生制度の適用について

に✓マークを入れ、同意する場合は下の署名欄にサインをしてください。

1. 適用範囲は、下記のような例に該当し、残る在学期間で卒業単位をすべて修得することが困難と判定されるような正当な理由を有する者に対して許可する。

(1)職業を有している者。(社会人等)

(2)主婦あるいは退職者等で学ぶ意欲を持つ者。

(3)相当の年齢に達し定職がなくてアルバイトなどで自らの生活費あるいは学費を賄っている者。

2. 収容定員の範囲内で許可する。

3. 学部の長期履修期間は最長6年とする。ただし、2年次への編入あるいは再入学生が長期履修を希望する場合は最長5年、3年次への編入あるいは再入学の場合は最長4年とする。

4. 長期履修学生が1年間に納入する学費は、入学金及び学生保険料を除き、4ヶ年に納入すべき総額を長期履修期間(在学計画年数)で除した額とする。ただし、入学金及び学生保険料は入学年度に納入しなければならない。

5. 学部の場合後援会費(年額10,000円)、体協費(年額2,000円)、学会費(経法商:年額3,000円、国際コミュニケーション・こども文化:2,000円、福祉文化1,000円)については、一般学生同様通常の修業に相当する期間まで納入する。また、学生保険料については、通常の修業年数を超えた場合の期間は任意加入となる。

6. 留年生(4年次)については、適用しない。

7. 留学生については、適用しない。

8. 履修できる単位数は30単位を上限とする。

9. 正当な理由がある場合、学部は、入学後2年以内に限り、在学者数が収容定員を超えない範囲内で履修期間の変更を認めることがある。編入生・再入学生は、入学後の履修期間変更は認めない。

10. 長期履修学生制度が適用された場合、その後の取消はできない。

11. 長期履修期間(在学計画年数)を超えて在籍する場合は、「学費等に関する規程」第10条を適用。

12. 学部で面接を行う。

13. 申請手続き窓口は教務課とする。

上記の内容に同意し、長期履修学生として申請致します。

(西暦) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 署名\_\_\_\_\_